

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容		栃木市技能センター利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市技能センター条例第6条
処分基準	根拠条項	栃木市技能センター条例第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市技能センター条例抜粋 (利用承認の取消し)</p> <p>第6条 市長は、利用者がこの条例及びこれに基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p>	